

令和5年度 第1回静岡県社会福祉審議会（全体会）会議録

日 時	令和5年7月19日（水） 午後1時20分から午後2時10分まで
場 所	グランディエールブケトーカイ 4階 シンフォニー（静岡市葵区紺屋町）
出席者 職・氏名	<p>○委員（五十音順・敬称略） 池谷修、石川三義、伊丹雅治、伊藤亜津子、稲葉靖子、岩倉睦弘、岩瀬輝美、小倉健太郎、小野清子、喜瀬川康博、小林聖子、篠原睦美、白井千晶、鈴鹿和子、竹居昭子、竹内浩視、土居由知、藤本健太郎、本堂博子、増田樹郎、丸山拓也、三重野隆志、三輪浜子、山村淳一、山本真由美</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○事務局 八木健康福祉部長、青山健康福祉部長代理、瀬寄健康福祉部理事（少子化対策担当）、赤堀健康福祉部理事（医療介護連携対策担当）、山下政策管理局長、勝岡福祉長寿局長、高橋こども未来局長、石田障害者支援局長 ほか</p>
議 事	<p>1 協議事項（主要施策の説明・意見聴取） （1）地域共生に向けた包括的支援体制の構築</p> <p>2 報告事項 （1）民生委員・児童委員一斉改選の委嘱状況 （2）第4期 静岡県地域福祉支援計画の中間見直し （3）第10次 静岡県長寿社会保健福祉計画の策定 （4）第7期 障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定 （5）第2期 ふじさんっこ応援プランの中間見直し（結果）</p>
配付資料	<p>資料1 静岡県社会福祉審議会委員名簿 資料2 静岡県社会福祉審議会</p> <p><協議事項> 資料3 地域共生に向けた包括的支援体制の構築</p> <p><報告事項> 資料4 民生委員・児童委員一斉改選の委嘱状況 資料5 第4期 静岡県地域福祉支援計画の中間見直し 資料6 第10次 静岡県長寿社会保健福祉計画の策定 資料7 第7期 障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定 資料8 第2期 ふじさんっこ応援プランの中間見直し（結果）</p> <p><参考資料>（別冊） ・静岡県社会福祉審議会関係例規</p>

【司会（鈴木福祉長寿政策課長）】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様方には、ご多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、会場だけでなく、Webも利用させていただいております。

ただいまから、令和5年度第1回「静岡県社会福祉審議会」を開催いたします。

私は、本日の審議会の司会進行を務めます、健康福祉部福祉長寿政策課の鈴木です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、八木健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

【八木健康福祉部長】

健康福祉部長の八木でございます。

本日は、御多用の中、静岡県社会福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から本県の健康福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本審議会は、社会福祉法に基づき、本県の社会福祉全般にわたる調査、審議や、知事の諮問に対して意見を具申していただくもので、様々なお立場から皆様に委員をお願いしております。

さて、少子高齢化や人口減少などが進み、社会構造が変化する中、地域社会を支える人と人の関係性やつながりは希薄になってきております。こうした状況を背景として、8050問題やヤングケアラーなどの複合的な課題が生じていることは、皆様もご存じのことと思います。また、最近では、新型コロナウイルス感染症に伴う活動自粛などの影響もあって、その深刻さは増しております。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、相互に支え合い、自分らしく暮らし、活躍できる、誰ひとり取り残さない地域をともに創っていく地域共生社会の実現が望まれます。

私ども健康福祉部では、「県民の『健(すこ)やか』で『康(やす)らぐ』生活を守り、『福祉(しあわせ)』を築く共生社会の実現」を基本理念として、様々な施策を推進しているところでございます。

本日の社会福祉審議会の全体会では、この理念実現に向けた「包括的な支援体制の構築」などにつきまして、委員の皆様には御意見や御提言をいただき、これからの施策に活かしていきたいと考えております。

本日は、皆様の忌憚のない御意見を賜り、本県の社会福祉を更に前進させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（鈴木福祉長寿政策課長）】

続きまして、本審議会の委員長であります増田委員長よりご挨拶を賜りたいと存じます。

【増田委員長】

大変な猛暑が続いております。

本日、社会福祉審議会が開催されるにあたりまして、皆様方のご協力をいただき、本県の今後の社会福祉の動向に様々な示唆、あるいはご助言をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

この場の御挨拶にふさわしい話題かどうか、少し心もとないのですけれども、確か今月の初旬に、東京新聞の記事であったかと思いますが、日本精神科病院協会の会長の談話が載っておりました。身体拘束やむなしの、まさにリアルそのものについて語られており、一読して暗澹たる気持ちになりました。国連の勧告などは一笑に付されているのではないかとまで思いました。

この数年、静岡県身体拘束防止の委員会に属しておりまして、関係の諸団体、委員の方々と議論を数年間重ねてまいりました。当初、身体拘束は必要悪といったような議論がありましたけれども、現在では、身体拘束なしでも可能なケアとは何か。それぞれの現場にあって、真摯な問いかけや取組を語るができるようになりました。

基本的には、このようなテーマというのは、病や老いや障害の当事者にとって、どのような状況があっても地域で生き続ける、さらには地域共生の実現を目指すという方向こそが、正しいと私は思っています。

命の営みというのは、共生の中に命が迎えられ、共生をとおして命が見送られていく。生涯を通して発達や自立が可能なのは、こうした共生があればこそ、私達は本来の人としての自立を目指すことができると考えています。しかし、身体拘束論がまかり通るような医療や福祉の現場があるとすれば、共生も自立も見失われていく、いや奪われていくのではないかとすら思うのです。改めて、私どもが目指す地域共生のあり方とは何か。そうしたことを通して、本来の人としてのあり方、実存が議論されていければいいなと思っております。

どうぞ本日、皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会（鈴木福祉長寿政策課長）】

本日御出席の委員の皆様につきましては、本来でございますと、おひとりずつ御紹介すべきところでございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付いたしました資料1、静岡県社会福祉審議会委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

なお、委員名簿のお名前に下線を引いてある方につきましては、前回開催いたしました令和4年7月の審議会以降、新たに委員に御就任いただいた方でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、事務局の健康福祉部職員につきましても、お手元の座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、次第を御覧ください。

本日の会議でございますが、初めに約50分程度で全体会を行い、その後、分科会に分かれて御意見等をいただく予定でございます。

なお、本日は委員総数30名のうち、25名の御出席をいただいております。

静岡県社会福祉審議会条例第4条第3項に基づきまして、過半数を上回る出席によりまして会議が成立していることを御報告いたします。

進行にあたり、一つお願いがございます。本日、WEBで御参加の委員の中に視覚障害のある委員、そして会場に聴覚障害のある委員とその手話通訳の方がおりますので、どなたが発言しているかを明確にする必要がございます。そのため発言される際には、必ずお名前を先に告げてから、御発言いただくようお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。議事の進行につきましては増田委員長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【増田委員長】

それでは議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議事録作成に当たる議事録署名人の指名をさせていただきます。岩瀬委員と岩倉委員にお願いいたします。議事録は、出席された皆様方に内容の確認をしていただいた後、事務局から署名のお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

協議事項の(1)「地域共生のための包括的な支援体制の構築」について事務局から説明をお願いします。

【勝岡福祉長寿局長】

福祉長寿局長の勝岡と申します。よろしくお願いいたします。

「地域共生に向けた包括的支援体制の構築」について、御説明いたします。5ページの資料3、点字資料は18ページをご覧ください。

少子高齢化・人口減少など社会構造の変化の中、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく暮らしていける「地域共生社会の実現」が求められております。こうした考え方を明確にするため、平成29年、社会福祉法改正において、住民の様々な支援ニーズに対応する包括的支援体制の整備が市町の努力義務とされたところであります。

「2市町の取組状況」をご覧ください。市町の包括的支援体制整備に向けた取組状況であります。

「(1) 重層的支援体制整備事業」は、市町の包括的支援体制の整備を一層推進するため、令和2年度に国が創設した事業であり、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」を一体的に実施するものであります。今年度は函南町と熱海市が、令和6年度は12市町が実施予定となっております。

資料6ページ、点字資料は22ページをご覧ください。「(2) 包括的相談支援体制の整備状況」であります。

県では、令和6年度末までに県内全市町で包括的相談支援体制を構築することを目標としておりますが、令和4年3月現在、体制を整備済である市町は19市町となっております。未整備の市町の課題としては、体制整備のノウハウがない、相談機関の間で連携・調

整が可能な体制づくりが必要といった声がある一方で、整備済の市町であっても、複合事例に組織横断的にアセスメントする仕組みの構築や専門職の育成が必要といった課題が挙げられているところです。

続きまして、「3 県の取組」について御説明します。こちら二つの取り組みについてご説明をいたします。

一つ目は、「(1) 地域共生のための包括的相談支援体制構築事業」でございます。この事業では市町の包括的相談支援体制の構築を支援するため、地域の状況に適した進め方を助言するアドバイザー派遣や、関係機関との連携担当職員の養成研修等、包括的支援に携わる人材の育成などに取り組んでおります。

二つ目につきましては、「(2) 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業」でございます。この事業のうち「アウトリーチ型支援体制の構築」は、福祉関係者の日頃の活動を通じて把握した要支援者を市町に情報提供し、支援につなげるものであり、昨年度は富士宮市、今年度は焼津市と長泉町でモデル事業を実施いたします。

「官民連携による要配慮者支援の充実」では、NPO等の多様な団体同士の協働を促進するため、相互理解や成功事例の情報交換などを通して、団体間の緩やかなつながりを創出し、それぞれの得意分野を活かした多面的な支援につなげていきたいと考えております。また、モデル地域において課題解決のためのワークショップなどを開催し、支援を必要とする方を確実に福祉サービスにつなげる具体的な手法を確立するための事業にも取り組んでまいります。

なお資料7ページ、点字資料は27ページに、本事業の全体像をお付けしておりますので、御参考にしていただければと存じます。

説明は以上になります。本日は委員の皆様から御意見をいただきながら、市町の包括的支援体制の構築を支援してまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

【増田委員長】

この数年、市町におかれても、国にあっても、この話題が尽きないところであります。

重層的支援、包括的支援、ずいぶんと語られてきていますけれども、それをしっかりと共有化、見える化されているかといったところが、今の投げかけではなかったかと思いません。

皆様の方から、ただいまのご説明に対してご意見、御発言をいただけたらと思っております。恐れ入りますが、御発言の場合には、挙手をいただけたらと思えます。私の方からどうぞと申し上げますので御発言をお願いいたします。またその折は、所属とお名前をお願いいたします。

【三重野委員】

三重野と申します。本日は県社協の副会長という立場ですけれども、私は静岡市の社会福祉協議会の会長でもございまして、本来この地域共生社会の実現に向けては、各社会福祉協議会の目標とするところでもございまして、社会福祉法にも位置付けられている地域福祉を主とする協議体のただ一つの専門機関でありますのが社会福祉協議会でございます。

その社会福祉協議会が本来業務としてやらなければならないということで、地域福祉活動計画等々に位置付けられていると思っております。

静岡市においても、令和5年度は一部の事業に関して、この重層的体制整備事業はモデル的なことをやっておりますし、令和6年から全面実施で重層的支援体制整備事業に入るということで、私も静岡市社会福祉協議会としても十分準備をして取り組んでいこうと考えているところでございます。

しかしながら、先ほど説明がありました課題がいくつかございますけれども、一番の問題は人でございます。人がいないといろいろな事業を行えない、また相談を受けられないということがございます。この人も、一朝一夕で整備されるものではございません。

行政が中心となって直営で行えばいいのですけれども、多くはいわゆるプロポーザル等々で、他の各種団体、今は社会福祉協議会だけではなく、医療法人や他の社会福祉法人もそうですし、株式会社、NPOも地域福祉活動を行っているということでございますので、そういうところにプロポーザルをかけるわけです。

期間が1年か長くても3年ということで、プロポーザルですとどうしても人員をいわゆる無期雇用できないという、大変つらいところがございます。委託が変わった場合に、なかなか他の事業に回せないとなると、専門的な職員を有期で雇用するしかない。

さらに今、福祉の人材が厳しいのに、有期だともっと難しくハードルが高くなる一方です。ですから、この体制整備の人を無期雇用といいますか正規雇用して、そして専門性をより磨いていくということにしていけないと、この体制整備事業自体が絵に描いた餅になるのではないかと大変危惧しております。株式会社等々が手を挙げますけれども、やはり地域あるいは自治会等々とタッグを組んでやっていけないと、本当の体制整備はできないのではないかと思っておりますので、その辺を県としても何らかの対応で支援をしていただければと考えております。よろしく申し上げます。

【増田委員長】

本当に福祉の現場にあって、人材不足というか、人だけではなくて、まさに量の問題として、その課題を突きつけられているところがあるかと思えます。今、ご指摘ございました点、なかなか一朝一夕にはいかないですけれども、しっかりとした展望を持って取り組むというご提案であったと思えます。その他、ご意見ございませんでしょうか。

【藤本委員】

静岡県立大学の藤本と申します。

この問題は本当に、家族や地域社会のあり方がどんどん変化していく中で重要性を増してきていると思えます。皆様もご承知かと思えます、50歳時点での未婚率は男性の場合28%です。1980年に2.6%だったことを思うと、この40年で10倍以上に増えておりまして、非常に社会が変わっている印象がございます。

家族が小さくなって、地域でなかなか支えられない中で、社会的孤立孤独の問題を防ぐために地域で支え合っていくことは重要になっているかと存じます。そのための取組をご説明いただきました。重層的支援、包括的相談支援について、なかなか、すぐに体制が整うわけではないですけど、だんだん増えてきていることは喜ばしいことと思えます。

そして、市町が前線に立って取り組むわけですけれども、県の取組としてお話いただいたのが、先ほど三重野委員からもありました、やはり人材の養成が重要かと思います。戦後の日本の社会福祉というと、老人福祉、知的障害者福祉、身体障害者福祉、児童福祉と対象者ごとに縦割りで進んでまいりましたので、支える側の縦割りに慣れてしまっているところがあると思います。今回の縦割りを超えた包括的な相談という意味では、人材を養成していくことは非常に重要であると思いますので、引き続き市町支援する人材養成を県で進めていただければありがたいと思います。

また、誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくりのアウトリーチ型体制、この審議会で以前申し上げさせていただいたことがありますけれども、アウトリーチ型対応は行政機関の職員だけでは人手が足りないので、どうしてもNPOとか民間の取組と連携していく必要があるわけです。その公私連携がこうして形として、整備していこうと出てきたことはいいことかと思います。NPO同士の連携について支援する取組をいただいておりますけれども、さらに可能であれば、そうした居場所作りのような孤独孤立問題に取り組もうという市民の人たちに、検証や取組の裾野を広げるような研修であるとか、人材育成についても取り組んでいただければありがたいと思います。以上です。

【増田委員長】

関連して、2つ、3つ、ポイントを押さえてお話をくださいました。戦後、少なくとも課題別の縦割りのサービス体系を作ってきて、問われているのは、そのあたりの限界があるのではないか。いわゆる専門職が蛸壺型の発想からなかなか抜け出せないところがあればこそ、複合問題に対してもアプローチが難しい。一方で福祉サービスというのは、対象者別の支援、つまりはそこに家族がいたとしても地域課題があったとしても、そのことはとりあえず後回しにして、本人支援だけは動いていくところがあると思うんですね。このあたりも関連してお話くださったのではないのかなと私は受けとめております。

市町におかれては、包括的重層的支援体制を作らなくてはいけないという問題意識はあると思うんです。ただ、その包括的であるとか、重層的であることの仕組みのイメージがどうもうまくマッチングしていないのかなと、いろんなところでお話を聞いていて思うのですが、このあたりいかがでしょうか。多職種連携、多機関連携と言いながらも、それぞれが蛸壺で自分のテリトリーとして、自分の領域で仕事されているのはいいのですけれども、実は求められているのは、領域の外に出て繋がっていかなくてはならないということであろうと思うんですが、そういったことについて御発言ございませんでしょうか。

昨年まで、静岡市が主催した会ですが、多職種連携の中で、複合的な問題にいかにかアプローチするかという研修会を都合17、18回持ったことがございます。そのときの印象は、家族の問題にアプローチをする専門職は実はほとんどなかったのです。様々な複合的なニーズを抱えた家族を仕分けすることはできたのですけれども、統合的にトータルにその家族を支えていく中で、個々のニーズが満たされていくようなアプローチは、実はほとんどできなかったのではないかな。しかしながら病や老いや障害というのは、一つの家族の中に複合的に生じてまいります。ヤングケアラーというのはその代表的なあり方かなと思うんですが、このあたり児童福祉の視点から、あるいは障害者福祉の視点から御発言をいただくと嬉しいのですが、育成会の山本様はいかがでしょう。

【山本委員】

手をつなぐ育成会の山本です。先日、育成会でも、県への要望ということで集計をいろいろして、私じっくり読んだのですけれども、様々なことが出ておりました。その中で、やはり地域包括支援体制をもって住み慣れた家で暮らしていけるように、それが障害を持つ本人であり、親でありその家族でありということで、それが一番必要であるということが多く要望として書かれておりました。

また、障害福祉は制度を積み上げることを重層化としているのではないかと言った意見もありました。ですから、私たちの中で重層的と言われてもなかなか理解しがたいところがございます、どういったものが本当の重層的なものかということをもっと私達も学んでいかなければいけないといったところで話が終わっております。本当にたくさんの要望があります。でも先ほどおっしゃったように、要望を満たしていくには人が必要であり、またお金も必要であり時間も必要であるということで、本当に何を一番に要望してそれを一番近くに答えとして出していただけるのかといったところは、育成会でも悩ましいところですよ。

【増田委員長】

ありがとうございます。もうひとつはどうでしょう。石川様いかがでしょうか。

【石川委員】

老施協の相談役の石川と申します。

職場では地域包括支援センターを何ヶ所か運営しております、地域包括支援センターの相談ケースを聞いておると、家へ訪問すると、そこに要介護状態のお年寄りだけではなくて、精神障害の息子さんとか、あるいは結婚しない8050問題のケースとか、あるいは生活保護のケース、ヤングケアラーのケース、様々なケースを包括支援センターの職員が発見します。そういう場合に、実際に、今、包括支援センターでは、生活保護の担当者や、あるいは児童福祉課の担当者、あるいは障害の方の相談窓口の方に連絡して、その後、そのケースワーカーと一緒にその問題を解決するという、実際、かなり包括的な支援体制というのは、現場ではかなりされていると思うんですね。しかしながら、それが十分見える化されていないということで、もう少しそれを市町行政の中で見える化すれば、かなり進んでいくのではないかと、私は直感的に感じております。

重層的支援体制整備の中に、包括的支援体制の問題とか地域づくりの問題とかいろんなことが入っていますから、かなり混乱してしまっているんですね。もう少し整理して、分けて考えていく必要があるのではないかと。地域づくりについては地区社協や地域住民の組織化が必要であるし、包括的支援体制については包括支援センターの職員や専門職が連携する体制を支援することが必要、そこに地域のボランティアを加えていくことも必要ではないかと感じております。以上です。

【増田委員長】

ありがとうございました。

もうそろそろ時間も参りましたが、一連の御発言の中で大事なポイントは、こうした重層的包括的な支援を達成するためには、地域づくり、あるいは地域福祉の実現充実ということが問われているんだろうと思います。

けれども様々な高齢者、子ども、障害等の計画を見ておきますと、実は地域福祉に関わる計画とほとんど接点がありません。なぜ、そうした個別分野の計画の中に、地域福祉に係る計画との整合性といいたいでしょうか、マッチングがないのかなといつも感じているところでもあります。御発言くださいました皆さん方のポイントは、地域づくり、地域支援、そしてその地域の中に生きる本人家族をどう支えていくのか、この辺りの見える化を整理していかななくてはいけないということではなかったかと思います。ありがとうございました。

次に報告事項に参ります。お手元の次第の通り、全部で5件となっております。報告事項につきましては、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【勝岡福祉長寿局長】

福祉長寿局長の勝岡です。

報告事項（1）「民生委員・児童委員一斉改選の委嘱状況」について、御説明いたします。9ページの資料4、点字資料は34ページを御覧ください。

民生委員・児童委員の任期は3年であり、昨年12月1日に、一斉改選が行われました。令和4年一斉改選時の、民生委員・児童委員の委嘱状況ですが、定数4,409人に対し、委嘱者数は4,234人となり、定数に対する委嘱者数の割合である、充足率は96.0%となりました。前回の令和元年改選と比較しますと、充足率は0.8ポイント低下しております。

また委員の平均年齢は68.8歳となり、令和元年改選時から、2.4歳上昇しております。委員の年齢層については、地区担当委員では60歳から74歳までの方、主任児童委員では40歳から69歳までの方が多く、全体の約9割を占めます。

退任者については、約7割の方が1期または2期で辞められています。なお、12月の改選以降も、各地区において人選を進め、本年6月1日時点の委嘱者数は4,302人となり、充足率は97.6%まで改善されました。今後も引き続き、市町と連携の上、委員の確保に努めてまいります。

民生委員・児童委員を取り巻く環境は、少子高齢化や、地域課題の多様化、複雑化に伴い、活動負担の増加、担い手不足などの課題が深刻になっております。県といたしましては、これらの課題に対応するため、民生委員・児童委員を補佐する協力員制度や新任委員向け研修の充実などにより、民生委員・児童委員の皆様が地域で活躍していただけますよう、引き続き取り組んでまいります。

続きまして報告事項（2）「第4期静岡県地域福祉支援計画の中間見直し」について御説明いたします。3ページの資料、点字資料は40ページをご覧ください。

令和3年度から令和8年度を計画期間といたします第4期静岡県地域福祉支援計画につきまして、中間年である令和5年度に見直しを行うものです。

「第4期計画の概要」については、2の（1）に記載のとおり、基本理念に「個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の

“ふじのくに”づくり」を掲げ、施策体系として、「Ⅰ 共生の意識づくり」、「Ⅱ 共生の地域づくり」、「Ⅲ福祉の基盤づくり」の3つを大柱として推進しております。

次に、「3 中間見直しの考え方」については、計画の骨格である基本理念や施策の方向は維持していくことを前提として、現計画の策定後の地域福祉を取り巻く状況変化への対応や、計画の進捗評価を踏まえ、取組や指標等の見直しを行ってまいります。「4 見直し体制」につきましては、外部有識者の皆様から御意見を賜る場である「静岡県地域福祉支援計画評価委員会」と、県の関係部局で構成する「静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部」において審議を進めてまいります。

「5 想定スケジュール」でございますが、本日の社会福祉審議会にて御報告した後、8月に第1回の評価委員会と策定推進本部へ中間見直しの骨子案をお示ししてまいります。

続いて9月から地域別会議において、現場の声などの御意見を賜りながら素案を作成し、12月の第2回評価委員会にお示いたします。

その後のパブリックコメントをいただいてご意見を十分に考慮しながら最終案を作成をいたしまして、来年2月に評価策定推進本部に対しお諮りいたしまして、3月を目途に策定をしてみたいと考えております。

続きまして報告事項（3）「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画の策定」についてでございます。

資料は13ページ、点字資料は48ページをご覧ください。

静岡県長寿社会保健福祉計画は、2の「現計画の内容」にありますとおり、静岡県老人福祉計画、静岡県介護保険事業支援計画を包括したものであります。

「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を基本理念とし、施策体系に記載のあります第1から第6までの6つを柱に、3年ごとに取り組む施策と目標を示すものです。

現行の第9次計画は令和5年度が計画最終年度となることから、本年度中に令和6年度から令和8年度までを計画期間とする新たな計画を策定いたします。

計画の策定体制につきましては、「3 策定体制」の図にありますとおり、社会福祉審議会老人福祉専門分科会を審議機関とし、同分科会に設置されている保健福祉計画推進・策定部会にて、幅広い意見を伺いながら策定作業を進めてまいります。

また、保健医療計画との整合性を図るため、地域包括ケア推進ネットワーク会議や同会議の専門部会において、意見を頂きながら進めてまいります。

資料14ページ、点字資料は54ページをご覧ください。

「策定スケジュール」でございますが、本日の老人福祉専門分科会にて策定方針をお示しさせて頂いた後、保健福祉計画推進・策定部会や関係会議を経て、素案を作成し、12月の老人福祉専門分科会にお示いたします。

その後、パブリックコメントで頂いた御意見を十分に考慮しながら、最終案を作成し、来年3月の老人福祉専門分科会にお諮りした上で、策定・公表していきたいと考えています。

【石田障害者支援局長】

障害者支援局長の石田と申します。資料15ページ、点字資料の57ページの「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定」についてです。

本県では、障害のある方が、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの計画を策定し、この3つを合わせて、「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称しております。

このうち、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、施策の目標の実現に向けた成果目標や活動指標を定める「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」について、令和5年度が計画最終年度となることから、本年度中に新たな計画を策定いたします。

下段の表には、計画策定における大まかなスケジュールをお示ししております。

既に、国から計画策定のガイドラインとなる「基本指針」が示され、6月14日には市町向けの説明会を開催したところです。今後、本年度3回の開催を予定している施策推進協議会等で御意見を伺いながら、パブリックコメントを経て、来年3月に策定、公表する予定です。

お手元の資料の16ページを御覧ください。16ページは、国の基本指針で示された成果指標及び活動指標をお示したものです。

計画は、市町単位、圏域単位、県単位それぞれで作成をいたしますが、基本的には、市町の計画に記載される数値の積み上げが、圏域の計画や県の計画に反映されていくこととなり、新たに設定された項目もありますが、的確な目標設定となりますよう、市町と連携しながら計画を策定してまいります。私からは以上であります。

【高橋こども未来局長】

こども未来局長の高橋です。17ページの資料8、点字資料は68ページをご覧ください。

報告事項(5)「第2期ふじさんっこ応援プランの中間見直し(結果)」について御説明いたします。

1の「要旨」に記載のとおり、第2期ふじさんっこ応援プランは、令和4年度に計画期間の中間年を迎えたことから、昨年度、プランの見直しを行いました。

中間見直しの考え方については、3に記載のとおり、プランの骨格や考え方は維持しつつ、保育等の需給に関する計画と現状との乖離に基づき、各市町が行った計画の見直し状況を反映しました。併せて県事業におきましては、新ビジョンの「後期アクションプラン」との整合を図るため、新ビジョンに掲げる数値目標や取組を追加、修正しております。

見直しのポイントとして3点記載しており、1点目は、「社会情勢に応じた少子化対策の体制を整備」として、結婚支援や、子育てと仕事の両立支援の強化を盛り込みました。2点目は、「子どもが抱える社会的な課題に対応した子どもの支援を強化」として、プラン策定時には、盛り込まれていなかったヤングケアラー支援を追加するほか、ICT等を活用した教育支援の強化を記載しており、3点目は「市町の子育て環境整備の充実を支援」として、出生数の減少や就労状況に応じた保育ニーズ等に対応するため、保育の需給計画等の適正な見直しを行っております。

17ページ、点字資料は72ページを御覧ください。4の中間見直しの内容のうち、(1)は県事業に係る見直しについてです。

一番上の表は、今回見直しをいたしました主な指標を記載しております。

また、その下の表は、今回追加、修正した主な取組を記載しておりますが、上段の「保育の質の向上」の欄を御覧ください。

昨年度は、牧之原市内の認定こども園における送迎バス内での園児死亡事件や、裾野市内の保育園での不適切保育が発生しました。今後、二度と同様の事案が発生させないための取組として、安全管理などの研修の実施、ヒヤリハット事例などの共有、保育士の業務負担の軽減を図るデジタル機器の活用支援などを新たに盛り込み、より一層の安全管理の徹底や、不適切保育の未然防止に取り組めます。

次に、(2)の市町需給計画に係る見直しについてです。太枠の「見直しの内容」の欄に記載のとおり、見直し後の全体傾向として、保育施設では、少子化の影響による需要減と、保護者の就労意欲の高まりによる需要増のプラスマイナス両面の影響を反映しております。また、放課後児童クラブについては、利用児童が増加し、待機児童数も多いことから、利用申込数、受入定員数とも若干の上方修正となりました。引き続き、それぞれの需給計画に基づき、計画的な施設整備を促進して、待機児童の解消に取り組んでまいります。以上が主な見直しについての説明です。

【増田委員長】

ありがとうございました。計画等の見直し策定に関しまして、5つの報告をいただきました。では、今の御報告と、その他というところで、会場の皆様方からご意見御発言がありましたらお願いいたします。

【白井委員】

静岡大学の白井と申します。

2点ほど、質問させていただきたいと思います。

まず1点目に、ふじさんっこ応援プランのご報告をいただきましたけれども、その中でもご説明いただきました、牧之原市のこども園のバス事故について、今かなり社会の注目も集まっておりまして、いろいろ解明について継続中ではありますが、特に静岡県としてどのようなことを見直しをする予定であるのか、もう少し詳しくお伺いしたいということと、実はこのことは、今回はこども園でしたけれども、例えば障害のある方、障害のあるお子さんの送迎であるとか、この送迎バスの安全確保、あるいは施設内の安全確保というのは多方面に投げかけている問題があるのではないかと思いますので、こども園に限らず、特に送迎バスの安全確保について、何かご説明をいただけたらと思いました。

第2点目に、今回のご報告の中には特になかったように思うのですが、子どもに対する性暴力について、あるいは子どもだけではなく障害児者の施設内等においてもありますけれども、今般、刑法の改正もありましたし、例えば教職員による児童性暴力の防止に関する法律があったり、つい先日は教員のわいせつ事件に対して、文部科学省等からの通知もありました。法務省の性犯罪関係の法改正に絡んで、この点の静岡県としての取組についてご説明をいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

【鈴木こども未来課長】

こども未来課長の鈴木と申します。

よろしく願いいたします。

まず1点目、牧之原市内で昨年ありましたバス内に園児が取り残され死亡された事件に関しまして、県のその後の対応ということでお答えをさせていただきます。

昨年、9月5日に事件が発生して、すぐに特別指導監査ということで入りました。その結果につきましては10月に改善勧告をしたわけですけれども、今後、安全管理を全県的に徹底していくというところで真っ先に県内の車両送迎をしている施設に関して、全てに立ち入り指導に入りました。その内容につきましては既に公表しているわけですけれども、その時点で県内の状況としましては、運転手以外の同乗職員の乗車が9割であり、子どもの登園の出欠状況の確認がきちんと本社と連絡が取れているかといったところも98%だったりのわけですけれども、実際に子どもが園バスに乗降するときの点呼記録というところが45%ぐらいしか取れていなかったりというような実態がございました。そのようなことを踏まえまして、県としましては10月28日に安全管理指針を新たに策定をしたわけです。そこでは安全管理指針に様々な、守っていただきたい事項だったり、今後、園バスを運行するにあたっての目安となるようなものを示させていただきまして、現場で実践可能な内容をガイドラインとして活用していただくような形の内容を織り込みました。

その後、国の方でもこの事態を重く受け止めまして、全国的に安全管理装置の設置義務化という動きになりました。それに関しましては、県としましても様々な施設に指導を行いまして、設置の状況だとかマニュアルの策定の指導だとか、そういったものをさせていただいた結果、本年度に入りまして国と同時に全国調査をしまして、安全管理装置をバスに設置されてるかというような調査をいたしました。その結果、静岡県内の6月末時点での設置状況の予定が62.8%というような形で報告をさせていただいています。

県といたしましては、本年度中、安全管理装置の設置に関しては、100%設置を目指すような形で、徹底的に指導をしていきたいと考えております。

【増井障害者政策課長】

障害者政策課長の増井でございます。ただいまの質問の一点目、障害児の通所施設のところにつきまして、バス送迎の安全対策についてご説明させていただきます。こども未来課からも説明がありましたとおり、国の補助制度を利用しまして、バスの安全装置の設置を障害児通所施設につきましても実施しております。6月末までの設置見込みが57.6%、6割を少々切っているところですので、年度末までの設置を100%、57.6%を上げる形で設置を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

【鈴木こども未来課長】

もう一つのご質問に関しまして、わいせつ事案が発生した場合の対応ということで、私からは保育の現場に対する対応について説明させていただきます。

法律の改正がございまして、改正後に関しましては保育士の資格要件が厳罰化されたというところでございます。本年4月1日以降、保育士となることが、禁固以上の場合は無

期限で保育士資格が欠格、罰金の刑に処された場合はこれまで2年ということだったのが3年になりました。その他、再登録も変更となっております、これまで欠格期間の経過後は再登録の申請が可能であったのですけれども、改正によりまして、再登録にあたっては、このような形で社福審のような都道府県の児童福祉委員会の意見を聴取することが必要となっております。まだそのような事例がないので、対応については未定でございますけれども、そのように対応していくのと同時に、国の方でいせつ事案があったものに関してはデータベースを整理するとなっております。まだデータベースも国が追いついておりませんので2年以内に作成することになっておりまして、まだ稼働はしていないのですけれども、教職員に関しましては既にこの4月1日から稼働しているところでございます。以上です。

【増田委員長】

白井先生には、もう少し掘り下げてというところでご質問もあろうかと思いますが、少し時間が押しております、本当に申し訳ありませんが、この辺りで全体会を閉めさせていただきますたく、お許しをいただきたいと思っております。

本日様々のご意見をいただくことができました。今後、県の政策あるいは市町の政策におおいに参考にさせていただいて、さらに一層の進捗を図っていただきたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、この後の進行は事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

【司会（鈴木福祉長寿政策課長）】

増田委員長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回静岡県社会福祉審議会の全体会を閉会します。

分科会の会場について御案内いたします。「障害者福祉専門分科会」は、4階のワルツとなります。「児童福祉専門分科会」は24階コスモスとなります。「老人福祉専門分科会」は、引き続きこのシンフォニーとなっておりますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。「児童福祉専門分科会」のみ会場が24階となっておりますので、エレベーターにてご移動をお願いします。

また、「民生委員審査専門分科会」につきましては、障害者・老人・児童の各分科会が終了した後の開催となっております。「民生委員審査専門分科会」の開催予定時刻は、午後3時30分で、24階のコスモス「児童福祉専門分科会」と同じ会場にて開催いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

なお、WEBで御参加いただいている委員の皆様も、事前にお知らせした会場へ移動をお願いします。不明な点は、チャット機能等を利用して事務局へご連絡いただくか、又は担当者までご連絡ください。それでは、会場の皆様は職員が御案内いたしますので、各専門分科会の会場への移動をお願いします。

ありがとうございました。